

## 西宮市小規模修繕契約希望者登録制度要領

### (目的)

第1条 この制度は、西宮市（以下「市」という。）が発注する小規模修繕（以下「小規模修繕」という。）の請負契約の締結希望者（以下「契約希望者」という。）を登録し、市契約規則第13条に基づく資格審査申請が困難な市内業者の受注機会を拡大することにより、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (対象となる契約)

第2条 この制度の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる契約（以下「小規模修繕契約」という。）で、1件の金額が50万円未満のものとする。

### (受注できる者)

第3条 小規模修繕を受注できる者は、本要領に規定する小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者とする。

### (登録できる者)

第4条 契約希望者は、登録申請時において、市内に主たる事業所又は住所を有する者で、建設業法に基づく許可の有無、経営組織、従業員数は問わない。

### (登録できない者)

第5条 次の各号の何れかに該当する者は、契約希望者として登録することはできない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 市契約規則第13条第2項の規定に基づく指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の工事に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格又は許可を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 公共発注の相手方として不相当と認められる者

### (登録の方法)

第6条 契約希望者は、西宮市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格又は許可等を証明する書類の写し
- (2) 完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は市長が別に定める。

### (審査と登録名簿への登録)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、第5条各号に該当する者であると認めたときは、当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

2 市長は前項の結果、第4条に規定する者であり、適格と認めたときは登録名簿に登録する。

(登録の有効期間)

第8条 本登録については、登録年度の7月1日より2年間とする。

また、翌年度の補充登録については、登録年度の7月1日より1年間とする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更が生じたときは、小規模修繕契約希望者登録事項変更届(様式第2号)を、事業を廃止若しくは登録を辞退するときは、小規模修繕契約希望者登録廃止・辞退届(様式第3号)を、速やかに提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 市長は登録名簿に登載されている者が、次の各号に該当した場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 市内に主たる事業所又は住所を有しなくなった場合
- (4) 契約に関し不正又は不誠実な行為があった場合
- (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めた場合

(事業者の選定)

第11条 小規模修繕契約に係る業者の選定は登録名簿、又は入札参加資格者名簿に登載された者から選定するものとする。

(登録名簿の公開)

第12条 登録名簿は、庁内に公開するとともに、閲覧により一般にも公開する。

(契約保証金及び前払金等)

第13条 小規模修繕契約に関しては、市契約規則第21条第1項の規定に基づき、契約保証金を免除するものとするとともに、前金払い及び部分払いは行わない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この要領は平成18年6月1日から施行する。

付則 この要領は平成20年6月1日から施行する。

付則 この要領は平成21年2月15日から施行する。

付則 この要領は平成21年4月1日から施行する。

付則 この要領は令和3年4月1日から施行する。

付則 この要領は令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第10条第3号の規定は、令和4年7月1日から施行する。

付則 この要領は令和6年5月22日から施行する。